

●会計年度任用職員●

公開日	令和8年2月5日
職種	パートタイム会計年度任用職員(庁舎管理等業務)
職務内容	校舎等の庁舎管理、建物や備品等の簡易修繕、樹木剪定等の業務
人數	1名
報酬等 (見込)	<p>○報酬月額 168,714円～182,230円(地域手当に相当する報酬額を含む。) <u>※報酬額は上記の範囲内で職歴等を考慮し決定します。</u></p> <p>○通勤手当(片道通勤距離2km以上が支給対象) <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用の場合 最も経済的な乗車券の額を支給 ・自動車等による通勤の場合 月額36,300円を上限に通勤距離に応じた額を支給 </p> <p>○期末手当(6月以上の任期、かつ、週当たりの勤務時間が15時間30分以上で基準日(6月1日、12月1日)に在職する場合に支給) <ul style="list-style-type: none"> ①6月 報酬月額の1.2625ヶ月分 <u>※在職期間に応じて割落しが発生します。</u> ②12月 報酬月額の1.2625ヶ月分 </p> <p>○勤勉手当(6月以上の任期、かつ、週当たりの勤務時間が15時間30分以上で基準日(6月1日、12月1日)に在職する場合に支給) <ul style="list-style-type: none"> ①6月 報酬月額の1.0625ヶ月分 <u>※在職期間に応じて割落しが発生します。</u> ②12月 報酬月額の1.0625ヶ月分 </p>
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(採用後1か月間は、条件付採用期間) <u>※翌年度も同一の職が設置され、任用期間の勤務実績が良好な場合には、再度の任用を行う場合があります。</u>
勤務時間	勤務時間:8時25分～16時10分(休憩時間:12時15分～13時00分) 1日7時間、週5日勤務(週35時間勤務) 土曜日、日曜日又は国民の祝日に勤務する場合があります。
休日	土日、祝日、12月29日～翌年1月3日
勤務場所	香川県立高松高等学校(高松市番町三丁目1番1号)
加入保険等	<p>○共済組合(短期給付) ○厚生年金保険 ○雇用保険 ○公務又は通勤による災害に遭った場合は、労災保険により補償されます。</p>
問合せ先	香川県立高松高等学校 TEL:087-831-7251 担当:高島
募集期間	令和8年2月5日(木)～令和8年2月18日(水)
備考	建物や備品等の簡易な修繕や樹木の剪定の技術を有すること。
<p>○ 香川県教育委員会により、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員である「パートタイム会計年度任用職員」として任用され、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。</p> <p>○ 次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。</p> <p>(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>○ 報酬等、加入保険等については、今後の給与改定・制度改革により変更となる場合があります。</p>	

- ハローワークを通じて応募してください。なお、応募者多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。
- 面接及び書類による選考を行います。
- 面接の時間等については、応募後、電話等にてご連絡いたします。